

工事打合せ簿の情報共有システムでの取り交わし

○趣 旨

「工事打合せ簿の取扱要領」において「工事打合せ簿」は押印した書面にて行う事としているが、遠方の現場においては書面の搬送にも時間や費用を費やしている。このことから、手続きの効率化を図るため、電子メールによる工事打合せ簿の取り交わし方法を定め、電子メールでの取り交わしを可能としている。情報共有システムを利用する工事においては、電子メールに代わり、情報共有システムによる工事打合せ簿の取り交わしを可能とする。

○情報共有システムの発議機能を使用した工事打合せ簿の取り交わしの方法

[発注者が発議の場合]

- 1) 監督員は、工事打合せ簿（発注者用）及び添付書類の決裁をとる。
- 2) 主任監督員が工事打合せ簿（受注者用）に押印する。
- 3) 監督員は、押印済の工事打合せ簿（発注者用と受注者用）及び添付書類をPDF形式で受注者へメールで送信する。
- 4) 受注者は、受信した工事打合せ簿（発注者用と受注者用）及び添付書類を印刷し、「処理・回答」に記載・押印するとともに、工事打合せ簿（発注者用）をPDF形式にしてメールで監督員へ送信し、工事打合せ簿（受注者用）及び添付書類を情報共有システムへ登録する。
- 5) 監督員は、メールで受信した工事打合せ簿（発注者用）を印刷し、原本（発注者用）と一緒に保管する。この段階で、工事打合せ簿（受注者用）の原本は破棄できるものとする。

[受注者が発議の場合]

- 1) 受注者は、システムの発議機能に必要な処理事項を入力し、添付書類をPDF形式等で添付し、監督員へ電話で連絡する。
- 2) 監督員は、情報共有システムで受信した工事打合せ簿（1枚）及び添付書類を印刷し、「処理・回答」の決裁をとる。
- 3) 監督員は、決裁が完了した工事打合せ簿の「処理・回答」を情報共有システムに入力し、決裁が完了した工事打合せ簿を主任監督員へ渡して決裁登録を依頼する。
- 4) 主任監督員が、情報共有システムで工事打合せ簿の決裁登録を行う。
- 5) 監督員は、主任監督員から決裁後の工事打合せ簿（発注者用）を受け取り、保管し、受注者へ電話で決裁完了を報告する。
- 6) 受注者は情報共有システムで工事打合せ簿の承認と「処理・回答」を確認する。

○留意事項

- (1) 当該工事全体または個別の工事打合せ簿において、情報共有システムの発議機能での取り交わしを可とするか否かは、発注者と受注者で協議して決定すること。発議機能での取り交わしが受発注者にとって負担である場合は、協議して他の運用（例えば、面談で提出分は発議機能に登録しないなど）とすることも可とする。
参考：工事打合せ簿の情報共有システムでの取り交わしのフロー図
- (2) 情報共有システムの発議機能により発議を行った場合は、決裁までの登録が必要である。
- (3) 工事打合せ簿の一覧表管理を情報共有システムで行わない場合には、情報共有システムで取り交わしていない工事打合せ簿（発注者発議の工事打合せ簿など）を情報共有システムに登録しない運用も可とする。
- (4) 情報共有システムで取り交わしを行った工事打合せ簿は、電子ファイル（工事打合せ簿（発注者用・受注者用）及び添付資料）のみが契約上有効なものとする。なお、エクセルファイルやCAD ファイル等を参考資料として添付することは差し支えない。
- (5) 添付ファイルの内容に個人情報などの非公表情報として取り扱う文書が含まれる場合は、情報共有システムに添付ファイルを登録せず、別途、対面により取り交わしを行うこと。
- (6) 情報共有システムに添付ファイルとして登録する1回のファイル容量の上限は、100M バイト程度とする。100M バイトを超える場合は、添付資料のPDF ファイルを分割すること。
- (7) 複数の工事打合せ簿を1回の案件登録で送信しないこと。
- (8) 添付ファイル（PDF ファイル）のファイル名は、発注者と受注者で協議して、ルール化しておくことが望ましい。
- (9) 安易に電子メールや情報共有システムを利用するのではなく、必要に応じて現地または対面で十分に協議した上で、工事打合せ簿を作成すること。

<工事打合せ簿の情報共有システムでの取り交わしのフロー図>

凡例: — システム — メール — 紙決裁

ケース	最終決裁者例	システム操作 (起案承認)の手順	システムの 最終承認者	フロー						打合せ簿の形式		
				作業種類	総括監督員	主任監督員	監督員	監理技術者	現場代理人	受注者用	発注者用	
発注者発議	主任監督員迄	(監督員メール)→ 現場代理人→ 監理技術者→ 監督員	受注者 (登録のみ)	作業種類							県様式紙 (紙押印)	県様式PDF + 県様式紙 (紙押印)
				紙決裁		押印	印刷押印		押印	受理押印		
				システム操作						登録受注者用PDF		
受注者発議	総括監督員迄	現場代理人→ 監理技術者→ 監督員(印刷編集)→ 主任監督	主任監督員	役職	総括監督員	主任監督員	監督員	監理技術者	現場代理人		国様式PDF (システム押印)	国様式紙 (発:紙押印 受:システム押印)
				紙決裁	押印	押印	印刷押印					
				システム操作		承認	編集参照 (処理内容 入力)	承認	起案			